

[事案 28-247] 新契約無効等請求

・平成 29 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に受けた課税に関する説明が誤りであったことなどを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 11 月に契約した 2 件の外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 息子に財産を贈与したいと考えていたところ、募集人から、「契約後に契約者と年金受取人を息子に変更すれば相続税・贈与税がかからない」ないしは「名義変更をする時に税金がかからない」と説明されて契約を申し込んだが、税金はかからないという説明は誤りだった。
- (2) 契約後に再度説明を求めた際、募集人の上司からも相続税・贈与税は発生しないとの説明があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人本人が年金を受け取る前提であったため、募集人はそもそも名義変更後に発生する税金についての説明を行っていない。
- (2) 契約後、募集人の上司は、名義変更時には相続税および贈与税は発生しない旨の説明を行ったにすぎず、名義変更後に税金が発生しないとは説明していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人等による不適切な説明があったかどうかなど契約時の状況等を把握するため、申立人、募集人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人の主張するような誤説明をしたとは認められないこと、また、契約後に募集人の上司がした説明は契約後 1 年以上経った後であり、申込みについての錯誤を生じさせたものとはいえないこと、名義変更の時には税金がかからないという点で申立人の主張と一致していること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。